

高槻市自転車安全利用条例



平成27年10月1日(木)施行



歩行者・自転車利用者・クルマの運転者など誰もが安全で快適に通行できる環境づくりのため、自転車利用者の責務や新たな交通ルールなどを定めた「高槻市自転車安全利用条例」が、平成27年10月1日から施行されました。

1 条例制定の背景・経過

本市は、全国的にみて自転車の利用者が多いまちであり、自転車利用者の安全意識の問題などから、全交通事故に占める自転車事故の割合が高く、自転車対歩行者の交通事故件数も増加しており、他市においては重大事故により自転車利用者が高額な賠償などを命じられる事例も発生しています。

そこで、自転車の安全で快適な利用の環境に関する必要事項を審議するため、平成26年度に、「高槻市自転車利用環境検討委員会(附属機関)」を設置し、委員会での審議やパブリックコメントを経て、平成27年3月に条例を制定しました。

2 条例の概要

本市条例は全17条で構成され、各条文の主な内容は次のとおりです。

1 市等の責務

(1) 市(3条関係)

市民等と連携を図り、自転車の安全な利用に関する施策を策定し実施するとともに、自転車の安全な利用に関する教育、啓発、情報提供等を行う。

(2) 市民(4条関係)

(3) 自転車利用者(5条関係)

(4) 自動車等の運転者(6条関係)

(5) 事業者(7条関係)

(6) 自転車小売業者等(8条関係)

(7) 保護者(9条関係)

(8) 学校の長(10条関係)

市民、自転車利用者、自動車等の運転者、事業者、自転車小売業者等、保護者及び学校長においても、理解と関心を深めるなど自転車の安全な利用に努める。

2 計画の策定(11条関係)

市長は、自転車の安全な利用に関する施策を推進するための計画の策定等を行う。

3 左側通行(12条関係)

自転車利用者は、自転車が歩道を通行することが認められる場合において、歩道を通行するときは、車道の左側にある歩道を自動車等の進行方向と同方向に通行するよう努める。

4 ヘルメットの着用(13条関係)

自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。

5 保険等の加入(14条関係)

自転車利用者は、自転車事故により他人に与えた損害を補償する保険又は共済(大阪府自転車条例第12条第1項に規定する自転車損害賠償保険等を除く。)に加入するよう努める。

6 指導(15条関係)

市長は、危険な運転をする自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する指導を行うことができる。

7 自転車安全利用の日(16条関係)

市長は、市民等の理解と関心を深めるため、自転車安全利用の日を設け、自転車の安全な利用に関する取組を行う。

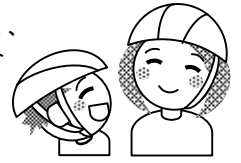


3 条例のポイント

自転車は「車両」です。そのため、乗り方次第では危険な乗り物になってしまいます。皆さんは、歩道上を双方向に通行する自転車で危ない思いをしたことはありませんか。そのような現状を踏まえて、本市条例では、自転車利用者に「車両」を運転しているという意識を持ってもらうための特徴的な3つのポイントを定めています。

1 乗車用ヘルメットを着用しましょう！

子どもだけでなく、大人もヘルメットの着用を！



本市条例では、全ての年齢層でヘルメットの着用に努めるものとしています。

現在、道路交通法では、保護者に対して、13歳未満の子どもへのヘルメットの着用を努めるものとしています。しかし、自転車事故は全年齢で発生しています。また、自転車死亡事故での損傷部位は頭部が約60%を占めています。そのため、年齢に関わりなくヘルメットで頭部を保護することは重要です。事故被害を軽減するために、ヘルメットを着用しましょう。

2 保険に加入しましょう！

高額な損害賠償を命ずる判決が相次いでいます。

「大阪府自転車条例」では、自転車利用者及び保護者は、自転車の利用に係る交通事故（人身事故）により他人に与えた損害の賠償を補償する保険又は共済に加入することが義務付けられています。また、本市条例では、物損事故に対する保険等に加入するよう努めるものとしています。大人だけではなく、子どもが加害者になる事例も増えています。不測の事態に備え保険に加入しましょう。

保険	対象		事故の相手		自分	取扱い
	生命・身体	財産	生命・身体	財産	生命・身体	
個人賠償責任保険	○	○	○	○	×	損害保険会社
傷害保険	×	×	○	○	○	
自転車保険	○	○	○	○	○	
T Sマーク付帯保険	○	×	○	○	○	自転車安全整備店

事 例

賠償命 9,521 万円

男子小学生(11歳)が夜間に女性歩行者(62歳)と正面衝突。(平成25年、神戸地裁)

3 自転車とクルマの流れを統一！

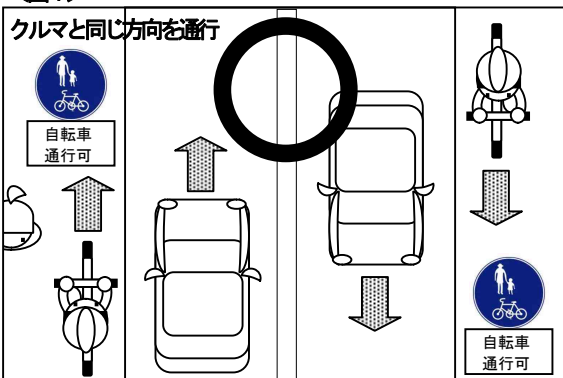
自転車は、原則は車道、歩道では車道寄りをクルマと同じ方向へ通行。

歩道は本来、歩行者のための道であり、道路交通法上、自転車は原則として車道を通行しなければいけません。また、例外的に歩道を通行することができますが、その際は歩道の車道寄りを徐行する必要があります。

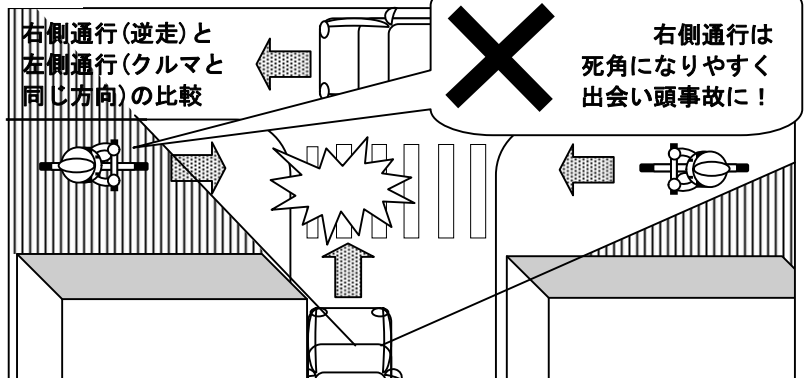
本市条例では、歩行者・自転車利用者双方の安全を図るため、左側にある歩道を、クルマと同じ方向へ通行するよう努めることを定めています。(図1参照)

歩道上で左側通行の自転車と右側通行(逆走)の自転車がすれ違うとき、右側通行の自転車が道を譲って車道に降りてしまうと「車道の逆走」となるだけでなく、クルマが走ってきた場合は急な飛び出しとなり、非常に危険です。また、右側通行をすると、交差点で建物などの死角に入りやすくなります。そのため、交差点に進入しようとするクルマの運転者から発見されにくくなり、出会い頭事故の危険性が高まります。(図2参照)

<図1>



<図2>



毎月15日は「自転車安全利用の日」

本市条例では、自転車の安全利用への理解と関心を深めるため、原則として毎月15日を「自転車安全利用の日」と定め、街頭指導をはじめ、安全利用を促す取組を行います。